

規則

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第十八号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（昭和四十一年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

様式第四号中						を						に改める。					
「市町村民税						を						に改める。					
市	町	村	民	税	料	個	人	住	民	税	料	森	林	環	境	税	料
健	康	保	険	料	厚	森	林	環	境	税	料	健	康	保	険	料	厚
生	年	金	保	険	料	生	年	金	保	険	料	生	年	金	保	険	料
雇	用	保	険	料	雇	用	保	険	料	雇	用	保	険	料	雇	用	保
労	働	組	合	費	労	働	組	合	費	労	働	組	合	費	労	働	組

様式第五十号中 「住所又は居所」を「氏名」に改める。
様式第五十一号中 「及び個人住民税」を「、個人住民税及び森林環境税」に改める。

様式第五十二号中 「氏名」を「個人番号」に改める。

附則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第四号及び様式第五十一号の改正規定は、令和六年四月一日から施行する。
- この規則による改正前の生活保護法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。